

「GX2040ビジョン（案）」に対する意見

2025年1月27日

一般社団法人中部経済連合会

わが国は、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて2022年7月に内閣総理大臣を議長とするGX実行会議を設置し、翌年にはGX基本方針を閣議決定、5月にはGX脱炭素電源法およびGX推進法が成立した。

GXは、今後10年間で官民あわせて150兆円という大規模な投資を行い、化石エネルギーからクリーンエネルギーへの転換を核として、長期にわたり、くらしから経済・社会・産業構造全体の変革を目指すものであり、GXとDXを同時進行させることで、産業競争力の強化と経済成長につなげるわが国の新たな成長戦略である。

GXに資する分野への投資は、地域経済への波及効果、国民の生活水準や生活環境の向上、エネルギー自給率の向上（安全保障の確保）を推進するものであり、わが国の競争力を強化する観点からも、危機感とスピード感を持って進めていくことが必要である。

また、パリ協定に基づく国際公約である2035年NDC（国が貢献する目標）の提出が迫っており、わが国は強い決意のもと、その達成に向けて再び野心的な目標を掲げる予定である。その達成に向けて、第7次エネルギー基本計画および地球温暖化対策計画の見直しとともに、これらを包含した将来のエネルギー・GX戦略の方向性として「GX2040ビジョン」が策定された。

中部経済連合会（以下、「中経連」という）ではこれまで国に向けて「GX実現に向けた基本方針に対するパブリック・コメント」（2023年1月23日公表）や「次期エネルギー基本計画策定に対する提言」（2024年5月20日公表）を発信し、「S+3E」に加え、エネルギー安全保障と経済発展の同時達成を政府に訴求してきた。この度、本GX2040ビジョン（案）（以下、「本ビジョン案」という）を確認し、**基本的に本ビジョン案に賛同する**。賛同した上で、国際情勢や革新的技術の進捗など、さまざまな不確定要素により、事業の予見性を高めることが困難となってきた中でも、モノづくりの中心地である中部圏が脱炭素・経済発展とともに国民の「安全・安心・豊かな」くらしを実現すべく、中経連会員企業からの声をまとめ、パブリック・コメント（意見）として提出した。

2. GX 産業構造

(2) 実現に向けたカギとなる取組

2) 国内外の学術機関等と提携したイノベーションの社会実装や政策協調

●○ パブコメ No. 1 GX 技術の社会実装

【概要】 企業と学術機関が連携する必要性について本ビジョン案に記載がないことから記載すべき。また、GX 基礎研究成果の応用促進、実証研究インフラ整備、人材育成については今後の政策立案の中での具体的な施策をご検討いただきたい《P.5 89 行目》

【意見】 次世代エネルギーや省エネ技術の多くは、基礎研究成果を応用することで初めて商業化可能となる。GX のような限られた時間軸での対応が求められる課題に対しては、企業と学術機関が連携して、社会実装を進めていく必要がある、その必要性について記載すべき。

また、学術機関が企業に基礎研究成果を提供する仕組みを整えることが重要であり、具体的には、萌芽的研究成果の技術成熟度 (TRL: Technology Readiness Level) を引き上げるための支援や、実証実験・フィールド試験に必要な研究インフラ整備、プロジェクト終了後の (役割を一旦終えた) 大型試験設備等の共通インフラ化による有効活用等が考えられ、GX 技術の R&D 支援にとどまらない、その先の、D (Demonstration 実証) と D (Deployment 普及) に至る、R & DDD へのシームレスなサポートについての検討を加速いただきたい。加えて、革新的技術を生み出すためには、産学が連携したリスクリングや人材交流は重要であり、そのような取組についても合わせてご検討いただきたい。

● パブコメ No. 2 社会実装を推進する人材

【概要】 GX 実現に向けた革新的技術を社会実装するには、基礎研究から開発、実証、実装までをマネジメントする人材を創出・育成することが重要である。社会実装までをマネジメントする人材の必要性について本ビジョン案に記載がないことから記載すべき《P.5 89 行目》

【意見】 GX 実現に向けては柔軟な発想をもって基礎研究から実証・実装まで進めていく必要がある。その実現には社会実装までのプロジェクトをマネジメントする人材が必要であり、その必要性について記載すべき。

3) 大企業からの積極的なカーブアウト

○ パブコメ No. 3 社会実装に向けたサプライチェーン構築

【概要】 大企業からの積極的なカーブアウトに加えて、他事業者等との連携やサプライチェーンの構築を促す政策を今後ご検討いただきたい《P.5 108 行目》

【意見】 エネルギー供給側では、高温ガス炉、高速炉、SMR や核融合といった次世代革新炉、ペロブスカイト太陽電池など次世代太陽電池、浮体式洋上風力、クローズドループや超臨界地熱発電、水素・アンモニア、合成メタン・合成燃料などの次世代エネルギー・燃料技術、需要側では、パワー半導体や光電融合を始めとした省エネ技術など、わが国には世界をリードしていけるポテンシャルを持った技術が多く存在している。こうした技術のポテンシャルを最大限活用していくためには、大企業からの積極的なカーブアウトに加えて、他事業者・他業種との共同開発・調達、設備の共同保有・運営、知見・成果の共有等、企業間・地域内での連携やサプライチェーン構築を促す支援について今後ご検討いた

だきたい。また、有望なビジネスや技術はカーブアウトし難いケースもあると想定されるため、大企業からのカーブアウトを促進させるインセンティブ・仕組み作りについても今後の政策でご検討いただきたい。

4) GX 産業につながる市場創造

③ GX 製品・サービスの積極調達

イ) 民間企業の調達促進

○ パブコメ No. 4 民間建築物のライフサイクルカーボン

【概要】 建築物の脱炭素化に向けた積極的な民間投資を促すため、建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価に留まらず、具体的な支援について今後ご検討いただきたい《P.8 189行目》

【意見】 建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価に留まらず、評価に応じた支援を施すことで積極的な民間投資を促すことが肝要である。建設業界への支援において、関係省庁と連携しながらインセンティブ付与（例えば、建築関連法の規制緩和や容積割増、工事費に対する補助金など）についても今後ご検討いただきたい。

5) 中堅・中小企業の GX

② 設備の高度化支援

○ パブコメ No. 5 CO₂見える化を可能とする装置の導入

【概要】 CO₂の見える化を可能とする計測器や装置の導入に向けた支援の具体化策について今後ご検討いただきたい《P.9 230行目》

【意見】 省エネ設備の導入支援だけではなく、省エネを一層加速させるには、運用面における改善も重要。日々の使用実態を監視し、ムダロスの発見から改善につなげるための CO₂の見える化を可能とする計測器や装置の装着が必要であり、この点における工数・設備投資について今後の政策立案の中で支援の具体化をお願いしたい。

3. GX 産業立地

(1) 脱炭素電源等の活用を見据えた産業集積の加速

1) 今後の産業構造の転換とそれに合わせた GX 産業立地政策の在り方

② 今後の検討の方向性

エ) 産業構造転換に資する既存の産業用地の利活用

○ パブコメ No. 6 既存産業用地の利活用

【概要】 既存産業用地の利活用促進に向けた議論においては土壌汚染対策制度の在り方について早急にご検討いただきたい《P.14 364行目》

【意見】 本ビジョン案では土壌汚染に伴う健康リスクに応じたさらなる必要かつ合理的な管理を図る観点から、土壌汚染対策制度の在り方について検討する、としており、その見直しに賛同する。現状、健康リスクが限りなく低いエリアにおいても過度な対策を取らざるを得ない状況であることから、早急に制度の在り方についてご検討いただきたい。

5. GXを加速させるためのエネルギーをはじめとする個別分野の取組

○ パブコメ No. 7 2040年までの個別分野の具体的な進捗

【概要】個別分野の取組には方向性だけではなく、2040年（2050年）までの具体的なマイルストーンを今後示していただきたい《P.20 560行目》

【意見】個別分野の取組内容について概ね賛同するが、方向性の記載に留まっており、具体的なマイルストーンが示されていない。また、別紙、分野別投資戦略においてもロードマップの記載があるものの、2040年（2050年）までの進捗が示されていない。事業の予見性を高めるためにも、各分野において2040年（2050年）までの具体的なマイルストーンを今後示していただきたい。

（16）カーボンリサイクル

1) カーボンリサイクル燃料

○ パブコメ No. 8 代替燃料の利用促進

【概要】バイオ（代替）燃料等が割高だとしても積極的な使用を促すために、支援の具体化についてご検討いただきたい《P.33 991行目》

【意見】公共工事で広く利用されているエンジン式の重機に使用する代替燃料は、コストが高いことが課題である。普及を促すため、発注者にインセンティブ（補助金交付等）を与えるとともに、公共工事の入札での加点要素とすることや、標準仕様書に盛り込む等、利用拡大に向けた支援の具体化についてご検討いただきたい。

6. 成長志向型カーボンプライシング構想

（2）成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた制度措置

1) 排出量取引制度の本格稼働

① 基本的考え方

イ) 政府指針に基づき対象企業が求められる排出削減の水準を決定

○ パブコメ No. 9 排出量の削減水準

【概要】排出量の削減水準の検討においては、事業・投資予見性ととも公平性についても配慮した水準となるよう今後ご検討いただきたい《P.37 1085行目》

【意見】本ビジョン案において、排出削減の水準の決定には、トランジション期であることを踏まえ、将来に向けた脱炭素技術への投資余力を損なわないよう留意するとしている。そして、排出量取引制度の本格稼働後、業種特性やGXを促進するための特に考慮すべき事情を勘案した政府指針を作成されるが、指針の策定においては特定の業種に過度な負担を強いる水準とならないように今後ご検討いただきたい。

② 具体的措置

オ) 取引市場の整備

○ パブコメ No. 10 排出枠の不正取引のあり方

【概要】排出量取引制度の設計にあたっては、相場操縦等による不正取引に関する規則について今後ご検討いただきたい《P.43 1278行目》

【意見】排出量取引制度において、排出枠は公正に取引されるべきであるが、株式と似たような性質を有することから相場操縦の恐れがある。相場操縦を禁ずる規制を整理し、排出枠に関する情報を用いたインサイダー取引規制についても明確化するなどの、不正取引に関する規制について今後ご検討いただきたい。

③ 制度開始に当たって検討が必要な事項について

ア) 中小企業への負担の不当な押し付けの懸念への対応

○ パブコメ No. 11 排出量取引制度逃れの規制

【概要】 排出量取引制度の設計にあたっては、関連企業等への負担の押し付けを規制するための具体的な措置について今後ご検討いただきたい《P. 44 1297 行目》

【意見】 排出量取引制度の対象者は CO₂ の直接排出量 10 万 t 以上としている。しかし、対象者の関連企業や取引・協力関係にある中小企業等に排出活動を付け替えることで負担逃れが発生する恐れがある。そのため、不当な付け替えを防止する具体的な措置（下請法等の見直しなど）について今後ご検討いただきたい。

3) 化石燃料賦課金

② 減免措置

○ パブコメ No. 12 同一の炭素排出に対する二重負担

【概要】 化石燃料賦課金と 2033 年からの有償オークションとの二重負担とならないよう、必要な調整措置を導入することに賛同する。一方で、排出量取引制度においても 2028 年度以降については、化石燃料賦課金との二重負担とならない調整措置をご検討いただきたい《P. 45 1342 行目》

【意見】 2026 年度から本格的に稼働する排出量取引制度においても、2028 年以降は同一の炭素排出に対する二重負担が発生することから、調整措置についてご検討いただきたい。

8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

○ パブコメ No. 13 GX 推進に係る技術の支援

【概要】 技術の進捗状況に応じて継続的な支援についてご検討いただきたい《P. 46 1368 行目》

【意見】 GX 政策による技術開発の進捗状況においては、EBPM などの手法を用いたモニタリングや官民での GX 投資の進捗状況、グローバルな技術開発の動向などを踏まえ確認していくこととしている。進捗状況を確認し、社会実装に向けて実現性の高い技術については初期投資段階以降においても継続的な支援をお願いしたい。

以上